

社会福祉法人光栄会

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光栄会の評議員、理事長、理事、監事、評議員選任・解任委員(以下、「役員等」という)の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、次のとおりとする。

理事長 年額 50,000円

※第3条の費用弁償を含む。

(費用弁償)

第3条 役員等が評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会に出席した場合及び法人業務をおこなった場合には、費用弁償を支払うことができる。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼任する者には支給しない。

評議員 1回 3,000円

理事 1回 3,000円

監事 1回 3,000円

評議員選任・解任委員 1回 3,000円

(支給日・支給方法)

第4条 報酬は年度末に支給し、費用弁償はその都度支給する。ただし、何らかの事由により、その職を離れたとき又は新たに就任した者の報酬は、報酬年額を12で除し、就任月数で乗じた額とする。

(出張旅費)

第5条 役員等が公務により出張する場合は、職員旅費規程に準じて旅費等を支給する。

(改正)

第6条 この規程を改正する必要がある場合は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

本規程の制定に伴い、役員報酬細則は廃止する。